

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年12月27日 午後3時
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 7号 農地潰廃通報について
- 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 斉藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員 | 16番 大竹 一雄 委員 |
| 17番 野水 敏秋 委員 | 18番 高山 博 委員 |
| 19番 安達 宰 委員 | 20番 森山 昭 委員 |
| 21番 西 光明 委員 | 22番 野崎 文夫 委員 |
| 23番 大竹 正信 委員 | 24番 小師 勉 委員 |

25番	五十嵐	俊雄	委員	26番	鶴巻	俊樹	委員
27番	佐藤	宗司	委員	28番	安達	英作	委員
29番	村山	佐喜雄	委員	30番	佐々木	包茂	委員
31番	長谷川	清一	委員	32番	横山	敏夫	委員
33番	熊倉	睦	委員	34番	神子島	巖	委員
35番	佐藤	裕雄	委員				

欠席委員 1名

15番 金子純一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	平岡勝司
事務局 次長	石崎 亮
経営基盤係副参事	麦倉政勝
農地係主任	佐藤信幸

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長 (大桃会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。6番、金子委員、30番、佐々木委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 (大桃会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (平岡事務局長)

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、20ページにありますように、新規設定が42件、27万7,242.30㎡、再設定が63件、35万4,766.75㎡、所有権移転が6件、1万2,477㎡でございます。合計では111件、面積で64万4,486.05㎡であります。

1ページ、議案中の147番は、東大崎1丁目の農地2筆、3,922㎡をあっせんにより売買するものであります。

148番は、代官島の農地5筆、3,093㎡をあっせんにより売買するものであり

ます。

149番は、九之曾根の農地1筆、938㎡をあっせんにより売買するものであります。

150番は、新屋の農地1筆、2,300㎡をあっせんにより売買するものであります。

151番と152番は、帯織と帯織南の農地各1筆、1,064㎡と1,160㎡をあっせんにより交換するものであります。

153番は、福島新田の農地2筆、5,999㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

154番は、新堀の農地1筆、416㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

155番は、上保内の農地5筆、4,015㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

2ページ、156番は、福島新田ほかの農地4筆、5,277㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

157番は、興野3丁目ほかの農地18筆、2万1,601㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

158番は、鶴田の農地1筆、1,833㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

159番は、井栗1丁目ほかの農地7筆、5,501㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

3ページ、160番は、井栗の農地6筆、6,688㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

161番は、新堀ほかの農地、9,835㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

162番は、若宮新田の農地4筆、1万1,614㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

163番は、吉野屋の農地1筆、5,025㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

164番は、吉野屋の農地4筆、2,685㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

165番は、吉野屋の農地3筆、5,037㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

166番は、吉野屋の農地1筆、5,527㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

4ページ、167番は、荒沢の農地21筆、1万8,111㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

168番は、荒沢の農地2筆、2,577㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

169番は、江口の農地3筆、7,998㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

170番は、飯田の農地2筆、5,985㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

171番は、遅場の農地10筆、1万2,288㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

5ページ、172番は、飯田の農地3筆、5,709㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

173番は、飯田の農地2筆、2,310㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

174番は、井戸場の農地14筆、6,248㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

175番は、上大浦の農地6筆、5,981㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

176番は、檜山の農地2筆、5,370㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

6ページ、177番は、福島新田の農地1筆、2,999㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

178番は、金子新田ほかの農地2筆、5,169㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

179番は、金子新田ほかの農地3筆、5,557㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

180番は、福島新田ほかの農地3筆、7,836㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

181番は、嘉坪川の農地3筆、2,589㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

182番は、柳場新田の農地24筆、2万864.30㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

7ページ、183番は、小長沢の農地7筆、2,598㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

184番は、東大崎の農地1筆、720㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

185番は、東鱈田の農地1筆、2,974㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

186番は、中野原の農地5筆、1万3,866㎡を新規により10年間利用権設定

するものであります。

187番は、駒込ほかの農地6筆、1万2,898㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

188番は、福岡の農地9筆、7,058㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

8ページ、189番は、中野原の農地2筆、2,721㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

190番は、笹岡の農地2筆、3,657㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

191番は、鹿峠の農地6筆、1万3,142㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

192番は、荒沢の農地1筆、2,667㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

193番は、遅場の農地3筆、4,123㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の194番から20ページの256番までの63件につきましては再設定でありますので、説明を略させていただきます。

20ページ、257番は、荒沢の農地6筆、2,224㎡を新規により3年間使用貸借を設定するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、12月24日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長・西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時20分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定42件、再設定63件、所有権移転6件で、合計件数111件、面積にして64万4,486.05㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、

従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、25ページに記載してありますように19件の申請で、合計10万355.73㎡となっております。

それでは、戻りまして、21ページの66番から順にご説明申し上げます。

議案中の66番は、飯田地内の農地1筆、2,976㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約70万円でございます。

67番は、鶴田地内の農地5筆、6,047㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約250万円でございます。

68番は、鶴田地内の農地1筆、1,955㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約250万円でございます。

69番は、西潟地内の農地3筆、3,797㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約60万円でございます。

70番は、上保内地内の農地3筆、930㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約107万5,000円でございます。

71番は、代官島地内の農地2筆、96㎡を譲り受け人が相手方の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約52万円でございます。

72番は、南中地内の農地1筆、2,955㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約70万円でございます。

73番は、下大浦地内の農地1筆、882㎡を譲り受け人が相手方の要望で売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約210万円でございます。

74番と22ページの75番は、下大浦地内の農地各1筆、各1,021㎡を耕作の便を図るため、相互に交換するものであります。

76番は、井栗地内の農地1筆、2,076㎡を世帯内後継者に贈与するものであります。

77番は、井栗ほか地内の農地14筆、1万1,287㎡を世帯内後継者に20年間の使用貸借を設定するものであります。

78番は、上保内地内の農地27筆、7,201.07㎡を世帯内後継者に20年間の使用貸借を設定するものであります。

23ページ、79番は、上保内地内の農地3筆、1,213.91㎡を世帯内後継者に20年間の使用貸借を設定するものであります。

80番は、大島ほか地内の農地30筆、1万7,251㎡を世帯内後継者に20年間の使用貸借を設定するものであります。

24ページ、81番は、下大浦地内の農地5筆、3,860㎡を世帯内後継者に10年間の使用貸借を設定するものであります。

82番は、下大浦地内の農地3筆、2,327㎡を世帯内後継者に10年間の使用貸借を設定するものであります。

83番は、濁沢地内の農地24筆、1万5,371.52㎡を世帯内後継者に10年間の使用貸借を設定するものであります。

25ページ、84番は、荒沢地内の農地21筆、1万8,088.23㎡を世帯内後継者に10年間の使用貸借を設定するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの8件、

交換によるもの2件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの8件、合計件数19件、面積にして10万355.73㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、26ページに記載してありますように1件、面積で243㎡であります。

議案中の16番は、如法寺地内の土地1筆、243㎡について売買により取得し、変更目的を分家住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,200円でございます。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』、件数にして1件、面積にして243㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、27ページに記載してありますように3件の申請で、合計面積894㎡であります。

議案中の17番は、鬼木地内の農地1筆、337㎡を既存宅地と一体利用して住宅拡張敷地に利用したいものであります。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

18番は、新堀地内の農地1筆、120㎡を既存宅地と一体利用して住宅拡張敷地に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

19番は、上大浦地内の農地1筆、437㎡を事業拡大のため、作業場兼事務所1棟に利用したいものであります。場所につきましては、集落内で、農地区分は第2種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積

にして894㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、30ページに記載してありますように11件の申請で、合計9,933㎡となっております。

それでは、戻りまして、28ページの82番から順にご説明申し上げますが、82番は先ほどの事業計画変更承認申請後の第5条許可申請でありますので、略させていただきます。

29ページ、議案中の83番は、荒町2丁目地内の農地2筆、1,888㎡を賃借権設定により取得し、老朽化の解消のため、店舗1棟に利用したいものであります。場所につきましては、パチンコN1共同駐車場の東側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

84番は、直江町1丁目地内の農地1筆、601㎡を売買により取得し、既存宅地と一体利用して8区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円でございます。場所につきましては、国道8号線の東側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

85番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、991㎡を売買により取得し、既存宅地と一体利用して7区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,600円でございます。場所につきましては、株式会社中央製版事務所

の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当しています。

86番は、曲淵3丁目地内の農地2筆、2,063㎡を売買により取得し、10区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万3,600円でございます。場所につきましては、県立三条高校の北側で、農地区分は第3種農地に該当しています。

87番は、北入蔵3丁目地内の農地1筆、1,539㎡を賃借権設定により取得し、不便解消すべく46台の従業員駐車場に利用したいものです。場所につきましては、三条市農業体験交流センターサンファームの北側付近で、農地区分は第2種農地に該当しています。なお、本件は平成22年8月2日付農振除外された土地であります。

88番は、上須頃地内の農地1筆、2,007㎡を使用貸借設定により取得し、12世帯の共同住宅1棟、24台駐車場に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第2種農地に該当しております。

30ページ、89番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、84㎡を売買により取得し、宅地と一体利用して住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万2,600円でございます。場所につきましては、三条中央自動車学校の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当しています。

90番は、福岡地内の農地2筆、162㎡を売買により取得し、宅地と一体利用して住宅1棟、3台駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万3000円でございます。場所につきましては、集落内で、農地区分は第2種農地に該当しております。

91番は、曲淵2丁目地内の農地2筆、60㎡を売買により取得し、既存宅地と一体利用して住宅拡張敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円でございます。場所につきましては、田島橋より南側へ行ったところで、農地区分は第3種農地に該当しています。

92番は、鬼木地内の農地4筆、295㎡を使用貸借設定により取得し、住宅1棟、車庫1棟に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして9,933㎡で、83番、85番、86番、87番、88番の現地調査を含む

書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長は、自席へお戻り願います。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第8号まで続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（平岡事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

そのほか皆様方のほうでご発言がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

7番（鶴巻純一委員）

会長の開会のごあいさつでも、12月2日に東京で全国農業委員会会長集会があり、午前中には新潟県選出国会議員のところへ出向いて、TPPの問題について強く反対要請をしてきたというお話がありましたが、政府としては11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、協議に参加をするという方向で具体的に動き始めたようでございます。この基本方針は、すべての品目を自由化交渉の対象として、農業分野はもちろん、それ以外の労働、医療等の分野も含め、抜本的な改革を推進するという内容

になっておりますが、今TPPに参加しているあるいは協議に参加している9カ国の中で、既に日本とFTAやEPAを結んでいる国が多くあるのですが、結んでいないのはアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの3カ国だけなのです。結局、TPPに参加するということは、アメリカやオーストラリアと競合するということと等しくなるわけで、仮にそうなった場合には、既に農林水産省が米の生産は90%激減するし、肉類が75%など農産物は50%以上減少し、食糧自給率が14%に落ち込むという試算を出しております。このほかにも、12月1日に日本医師会が記者会見で、TPPに参加した場合に懸念される事項ということで、意見を上げているわけですが、混合診療の全面解禁による公的医療保険の給付範囲の縮小とか、株式会社の医療機関経営への参入による患者の不利益の拡大、あるいは医師、看護師、患者の国際的な移動が医師不足、医師偏在に拍車をかけ、さらに地域医療を崩壊させるといったことが指摘されています。

また、韓国は今年、アメリカと米韓FTAを締結しましたが、その中でアメリカ車に限って排ガス基準を緩和したということで、韓国が譲歩したようですけれども、そのほかに食品添加物や残留農薬基準の大幅緩和をアメリカは要求してきておりますし、移民労働の自由化なども懸念されるわけです。

日本がTPPに参加した場合のGDPの押し上げ効果は、およそ0.5%程度にすぎないということで、正に百害あって一利なしと言ってよいと思います。

地域の人たちが被害をこうむることが大変懸念されるわけですので、私の参加している農民連では、TPP加盟反対の旗をつくって訴えています。こういった形で反対運動を強めていかなければならないと思います。県段階では国会議員に反対要請したりという運動をされ、地元の中でも来年、農協が一生懸命反対署名を集めるようですが、農業委員会としても、できることは一緒にやったり、あるいは独自の運動でもよいと思いますが、TPP阻止の気運を高めていく必要があると思いますのでよろしく願います。

議長（大桃会長）

TPPの問題に関しては、ただ今鶴巻委員の言われたとおりで、農業分野だけでなく医療なども含めてすべての分野にかかわる問題で、韓国は日本から見ればはるかに規模的に小さく、自動車関連にしても大した利益は出ないという話もありますが、であるならば、独自の政策で日本の発展を図るという道がないわけではないと思うのですが、対外輸出の関係もあってなかなか簡単にはいかないということだと思います。

鶴巻委員が言われたように、国では既に内部決定が行われているし、来年6月には方向性を決めるということですので、それまでが勝負だと思います。

農業会議では、国や県に反対要請を行っており、新潟県知事は農業分野を外せばよいという考えのようですが、すべての分野に関わることであり、簡単に農業分野だけは特別扱いするということのようなことは難しいと思います。

農業委員会としては、郡協もあるわけですし、農協とも足並みをそろえてやっていく

必要があるし、年が明けたら市長にあいさつに行きますので、強く市長から市長会に反対を訴えてもらうよう、要請したいと考えています。

ほかにご発言はありませんか。

34番（神子島 巖委員）

農業委員会だより編集委員会より、ご報告とお願いを申し上げます。

編集委員会では、9月30日から3回の編集会議を経まして、お手元に配付してあります農業委員会だより「向日葵 第11号」を、12月13日に発行いたしました。既に農区長を通じまして各農家に配付されていることと思います。

また、これから第12号の発行をするに際し、記事原稿などのご協力をよろしく願います。

議長（大桃会長）

編集委員の皆様方、大変ご苦労さまでした。

また、他の委員の皆様方からは、ぜひとも多くの記事の提供を賜りますよう、私からもご協力をお願いいたします。

それでは、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

来月は、第3調査部会の担当で、1月26日水曜日、厚生福祉会館第2集会室で午前9時より開催したいと思いますので、関係委員の出席をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、1月31日月曜日午後3時から予定をしております。また、午後6時から、恒例の新年会を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 6 番）

議事録署名委員（30 番）